令和２年度
第 11 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第 11 回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年２月２６日（金）　１３時２８分開会
　　１５時１７分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名　欠席委員２名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	欠席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	議事録署名委員
１３番	清水利一	出席	議事録署名委員
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	中村康文
管理課長	荒川裕昭
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第18条第６項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和２年度第８号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　千歳市農業委員会会議規則及び千歳市農業委員会委員の推薦及び募集に関する規則の一部改正について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、皆さまがお揃いになりましたので、ただ今から、令和 2 年度第 11 回農業委員会総会を開会いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日、宮澤委員、三溝委員は所要のため欠席する旨の届出がございました。よって、委員 20 名中、18 名が出席しており、会議は成立しております。

また、本日も前回総会に引き続き、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染予防対策として、事務局の議案説明につきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承願います。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、本日もご苦労様です。時短ということで、ただ今から会議を始めたいと思います。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、12 番、鈴木委員、13 番、清水委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　前回総会以降の諸般の事項につきましまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：28）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞから 3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 4ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今回の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 15 件で、土地の所在等は、議案書 4ﾍﾟｰｼﾞから 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

今回解約のあった土地のうち、整理番号 23～29 及び 32～34 につきましては、借主を変更した上で、後ほど議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

また、整理番号 36～37 につきましては、後ほど議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

なお、整理番号 30～31 及び 35 につきましては、来月以降、農地法第 3 条の案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

藤　田　委　員　　整理番号 24 番と 35 番も来月以降ということですか。

事　　務　　局　　2 件とも来月審議案件です。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　よろしいですか。他にございませんか。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（13：32）

はじめに議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 12 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書 8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞから6ﾍﾟｰｼﾞに、議案第1号資料として、地番図を､8及び9ﾍﾟｰｼﾞに農地所有適格法人の要件を添付しております。
今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が2件です。
初めに、整理番号12、土地の所在等は、議案書8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。整理番号12は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号に照らし合わせたところ、許可要件の全てを満たしております。以上、整理番号12について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

次に、整理番号13及び14までを議題といたします。
この案件については農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：34）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：34）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書9ﾍﾟｰｼﾞ及び10ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
整理番号13及び整理番号14は、泉郷を中心に畑作を営んでいる、△△△△さんが設立した、△△△△合同会社が農地所有適格法人の要件を満たして、使用貸借する新規案件となります。
法人による農地の取得に関しましては、農地法において形態や事業要件等が規定されており、農地所有適格法人として一定の要件を満た

す必要がありますが、当日配布資料の7ﾍﾟｰｼﾞ及び8ﾍﾟｰｼﾞの農地所有適格法人の要件にあるとおり、△△△△合同会社は、農地所有適格法人の要件を全て充足しています。

続きまして、土地の権利設定についてご説明します。

始めに、整理番号13、△△△△さんが個人で所有している農地を、△△△△合同会社に使用貸借する案件となります。

土地の所在等は、議案書9ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

次に、整理番号14、△△△△さんが個人で所有している農地を、△△△△合同会社に使用貸借する案件となります。

土地の所在等は、議案書10ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号13及び14は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため､許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号13及び14について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この議題については、農地小委員会で審議しておりますので、今副委員長より報告願います。

今副委員長　　2月16日に、令和2年度第1回農地小委員会を開催し、農地所有適格法人による農地の権利取得についての審議を行ったので報告します。

当案件については、整理番号13及び14の借受者である、△△△△合同会社、代表社員の△△△△さんから、法人化の目的や、今後の営農について説明を受けた後、質疑を行いました。

この結果、本案件については、これまで営農してこられた方の法人化であり、法人化後の経営についても、これまでどおり安定した経営の継続が期待できると判断しました。

よって、当小委員会としましては、これらの案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：38）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：38）

【議案第２号　農地法第４条による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条による許可申請令についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 11ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
本件は株式会社△△△△が平成 27 年 3 月に 1 回目の許可を受け、平成 30 年 3 月に再許可した営農型発電設備の一時転用について、今回、本事業を継続するため、3 回目の農地法第 4 条の一時転用許可申請があったものです。
お手元に、当日配布資料として、9ﾍﾟｰｼﾞ以降に営農計画や取扱通知などを配布しておりますので、議案書と合わせてご確認ください。
それでは申請内容についてご説明しますので、当日配布資料の 9ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
1 申請者は、千歳市駒里○○○○番地、株式会社△△△△で、2 申請内容は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請となります。
3 申請地は、駒里○○○○番○○○○の内、外 3 筆。地目は、公簿が原野、現況は畑で、面積は 4 筆合わせまして 63.238 ㎡であります。
転用面積の内訳としては、太陽光ﾊﾟﾈﾙを設置するための支柱やﾌｪﾝｽの断面積及びﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰなどの附帯施設となります。
なお、位置図、地番図、航空写真は当日配布資料の 11ﾍﾟｰｼﾞ、転用設備配置図は 13ﾍﾟｰｼﾞ、ﾊｽｶｯﾌﾟの定植側面図は 14ﾍﾟｰｼﾞ、転用面積の詳細は 15ﾍﾟｰｼﾞに掲載しております。
次に、当日配布資料の 9ﾍﾟｰｼﾞの 4 の営農計画ですが、これにつきましては、最後にご説明しますので、いったん飛ばしまして、当日配布資料 10ﾍﾟｰｼﾞの 5 の事業計画をご説明いたします。
10 ﾍﾟｰｼﾞにあるとおり、事業としては、太陽光発電事業で、事業面積は被害防除のために設置したﾌｪﾝｽ内の面積である 23,533.508 ㎡、

ﾊﾟﾈﾙ枚数は4,420枚、支柱の本数は1,770本、発電量は1,193.4kwとなっております。

事業費につきましては、前回許可を受けて設置した発電設備の変更等がないことから、発電設備の撤去費用のみとなり、□□円となっております。

次に当日配布資料12ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

営農型発電設備に係る一時転用の許可要件等についてご説明いたします。

(1)転用許可の形態ですが、本許可申請は、農地法及び関係法令で定められている農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地における一時転用許可申請に該当します。

これは、当日配布資料16ﾍﾟｰｼﾞから21ﾍﾟｰｼﾞに添付しております、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについてにおいて、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものを、農地の一時転用として取扱うものです。

次に許可要件等についてですが、(2)から(5)に記載した内容は、当日配布資料16ﾍﾟｰｼﾞから21ﾍﾟｰｼﾞに添付した通知の内容を要約して記載したものであります。

(2)の主な許可要件としましては、まず、1点目、これは、従前の許可期間は、3年間でありましたが、平成30年の制度改正により、認定農業者の場合、10年以内の一時転用とされました。

次に2点目、ﾊﾟﾈﾙ下部の農地における営農を継続すること。

この中には、かっこでくくっておりますが、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少しないこととあります。

次に3点目、簡易構造で撤去が容易な支柱であること。

次に4点目、農作物の生育に適した日照量が確保されていること。

次に5点目、農作業機械の効率的な利用が可能な空間を確保すること。なお、機械を使用しない場合も手作業を行える十分な高さを確保すること。

次に6点目、営農型発電設備の周囲の農地の効率的利用等に支障が生じないこと。

最後に7点目、支柱を含めた営農型発電設備を撤去する資力及び信用があると認められること、となります。

(3)許可取消要件としては、1点目、営農が行われない場合。

2 点目、下部の農地の単収が同じ年の地域の平均単収と比較して 2割以上減少した場合。

3点目、農作物の品質に著しい劣化が生じた場合。

4 点目、農作業機械等を効率的に利用することが困難な場合であります。

(4)再許可の取り扱いとしては、1 点目、これまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案すること。

2 点目、これまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとすること、であります。

(5)許可後の対応等としては、①事業者に課せられる義務は、農作物生産に係る報告義務、施設の改築、廃止等の報告義務、発電事業廃止時の施設撤去及び農地復元義務があります。

②農業委員会の対応としては、農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの際に農作物の生育状況等を確認することとなります。

それでは、これら許可要件等に照らし合わせ、先ほど飛ばしました営農計画についてご説明いたします。

当日配布資料 9ﾍﾟｰｼﾞにお戻りください。

営農型発電設備の一時転用については、先ほどご説明しましたとおり、許可要件の一つに、地域の平均単収の 8 割を確保することが求められておりますことから、株式会社△△△△の計画についてご説明する前に、申請地で栽培しているﾊｽｶｯﾌﾟの千歳市の平均単収をご説明いたします。

(1)をご覧ください。こちらの表に、△△△△から頂いたﾃﾞｰﾀをもとに、平成 28 年から令和 2 年の直近 5 年間の千歳市内におけるﾊｽｶｯﾌﾟの単収を載せてあります。このﾃﾞｰﾀによりますと、5 年間の平均は 10a 当たり 104.66kg であり、営農型発電設備の一時転用の要件であります地域の平均収量の 8 割は、これを 2 割減じた 10a 当たり 83.72kg となります。

次に(2)をご覧ください。これは、株式会社△△△△が 1 回目と 2 回目の申請時に提出した計画と、それに対するこれまでの実績を載せております。

これによりますと、計画よりも収量が少なかったことがわかります。なお、これらの収量が地域の平均単収の 8 割に達せず、計画収量にも満たなかったことから、令和元年 5 月には、当農業委員会から、改善措置の指導書を発出しております。

また、今年度の農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙでの結果としては、下草刈りが行われ、一定の管理が行われているものの、ﾊﾟﾈﾙ下部の農地における収量の確保が求められることから、経過観察と判定しているところです。

次に 10 ﾍﾟｰｼﾞになりますが、(3)として、これまでの実績を踏まえた、ﾊﾟﾈﾙ下部の農地におけるﾊｽｶｯﾌﾟの収量計画を載せております。

資料にはありませんが、石狩農業改良普及ｾﾝﾀｰからのﾃﾞｰﾀでは、ﾊｽｶｯﾌﾟは8年で成木になるとありまして、この表の計画によりますと、10年後、つまり3年生のﾊｽｶｯﾌﾟを定植してから16年目になりますが、令和12年に81.0kg/10aであり、これでも地域の平均単収の8割である83.72kgに少し届いておりません。

このことについて、通常であれば、充分成木に達しているであろう16年目にあっても、地域の平均単収の8割に到達していない計画ではありますが、営農自体はなされており、また、年毎に収量が増加し、将来的には要件を満たす可能性があることから、現在設置されている設備の撤去が必要とまでは言えないと事務局としては判断しております。

ただし、株式会社△△△△は、認定農業者であることから、制度改正により、今回から、10年間の許可申請が可能ですが、北海道農業会議及び北海道農政部からの助言では、現在、地域の平均単収の8割を大幅に割り込んでいることから、3 年間での申請とし、経過を観察しながら、3 年毎に計画を評価することが望ましいとの判断であったため、当初、株式会社△△△△は 10 年間の許可申請を希望しておりましたが、このような経緯を勘案し、3 年間での許可申請としていただきました。

また、当日配布資料の26ﾍﾟｰｼﾞにはﾊｽｶｯﾌﾟの知見を有するものとして△△農園からの本転用案件についての意見書を添付しております。

本意見書の中ほどに記載がありますが、収量が少ない原因の一つとして、石狩農業改良普及ｾﾝﾀｰによると、ｺｹが生えており、土壌改良が必要との見解であるとのことでした。

このため、ﾃｨﾗｰにより耕し堆肥をまんべんなく入れることで、生産量の改善が図られるとあります。

また、ﾊｽｶｯﾌﾟは 10 年単位で育てていくものであり、一つずつ問題をｸﾘｱしていくことが肝要であるとのことでした。

以上、議案第2号整理番号6について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この議題については、農地小委員会で審議しておりますので、今副委員長から報告願います。

今 副 委 員 長　　2月16日に、長島会長、平沖会長職務代理者にも出席頂き、令和2年度第1回農地小委員会を開催し、農地法第4条の許可申請について、審議を行っておりますので、報告いたします。

小委員会においては、申請者からこれまでの状況及び今後の営農計

画について説明を受け、当委員会委員から質疑応答を行いました。
　この結果、ﾊｽｶｯﾌﾟの生育自体は順調とは言えないものの、収量は例年増加しており、今後は、根本的な土壌改良や剪定などを行うということでありました。
　このため、時間は要しますが、収量改善の可能性もあり、融雪後、土壌分析を行っていただき、結果を農業委員会に報告をしていただくなどをしていただいたうえで、3年間の経過観察として、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　この、法人と△△さんはどのような関係になるのですか。
　1月30日付けのこの書類はどのような立場で出てきたものなのでしょうか。

事務局　　毎年、1回、営農型発電設備については、知見を有する者から意見をいただくことになっており、ﾊｽｶｯﾌﾟ栽培の知見を有するものとしての立場からのご意見になります。

藤田委員　　わかりました。なかなか難しいですよね。先日、どこまで力が入っているか疑問視する所もありましたが、当初の計画よりかなり低く、今回の計画でも、落としてきていますから、実際に合わせた形に見直した計画となっています。10年後にやっと、8割に届く計画ですが、ご本人達は対策についてお話しされていましたが、具体的にどのような対策をとるのか、堆肥を投入する、防風対策をもう少し強くやる等の、具体的な改善対策はできないものなのですか。

事務局　　防風対策についてはまだ伺っておりませんが、土壌対策としては普及ｾﾝﾀｰの助言を元に藁を入れていくと聞いております。

藤田委員　　藁を敷くようなことを言っていましたね。

事務局　　はい。藁を入れてふかふかの土壌にするのが良いのではと石狩農業改良普及ｾﾝﾀｰから助言をいただいているので、それについては、やって行こうと聞いているのが一つあります。また、小委員会時にご意見がありまして、土壌分析を行ってはどうかとのご意見がありましたので、それについて△△△△に確認しましたところ、本来はみなさんご存じのとおり、秋ごろから土壌分析を始めて、植え付け前に不足分を補充していくやり方をしていると思いますが、今回それは間に合わな

いので、融雪後、直ちに土を取って農協の方の土壌分析に出すと口頭ですが確約はいただきました。それに基づき、不足しているものは補充してはいかがですかと事務局からお話しさせていただきました。
　長島会長からお話しのありました、土壌分析の結果については、事務局に報告いただきますので、皆様に報告していきたいと思います。
　その結果については農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ時、どのような取り組みをしたのか聞けるかと思います。

藤　田　委　員　　3 年ごとにこのような判断をしなくてはならないことになってくると思うので、3 年間でやったことの実績報告も毎年いただき、形に残していくことが大事だと思います。力が入っていない様子なので、今年具体的に何をやるのかということを出してもらった方がよいと思います。意見として、最終的に厳しい判断をせざる得ない状況にならないためにも、対策してほしいと思います。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　令和２年度第８号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 2 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定についての整理番号、所 8、所 10、利 44、利 45、利 52、利 53、利 56 から利 58 まで、利 61 から利 67 まで、及び利 70 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 12ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求め

ます。
当日配布資料の27ﾍﾟｰｼﾞから42ﾍﾟｰｼﾞに議案第3号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が3件、利用権設定が28件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです
はじめに、整理番号、所8・所10、利44・利45、利52・利53、利56～利58、利61～利67、利70を説明いたします。
議案書12ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号所8は規模拡大案件となります。
次に、議案書13ﾍﾟｰｼﾞ、所10は報告第2号、整理番号36・37で解約のあった農地を所有権移転する案件となります。整理番号利44・利45は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
次に、議案書15ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利52・利53は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
次に、議案書16ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利56は報告第2号、整理番号32で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する経営移譲案件となります。整理番号利57・利58は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
次に、議案書17ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利61から利64までは公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
次に、議案書18ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利65・利66は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。整理番号利67は報告第2号、理番号33で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する経営移譲案件となります。
次に、議案書19ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利70は報告第2号、整理番号34で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する経営移譲案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所8・所10、利44・利45、利52・利53、利56から利58、利61から利67・利70について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　お伺いしたいのですが、利65、66の単価が随分安いのですが、土地の条件によるものなのですか。

事　　務　　局　　これは、借主さんに確認したところ、土地の条件は特に悪くないのですが、以前からこの価格で設定されており、現在貸している方は平成27年に相続した息子さんであり、当初この金額を設定した時の経緯は分からないとのことでした。

平　沖　委　員　　安価な方が借りている方にとってはいいのかと思いますが、どうなのかなと思い聞きました。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

　次に、整理番号、所9を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限により●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：03）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：03）
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案書12ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　さきほど飛ばしました、整理番号、所9は、規模拡大案件となります。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
　以上、所9について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご

決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：04）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：04）
次に、整理番号利43、及び利48から利51までを議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：04）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：05）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書13ﾍﾟｰｼﾞから15ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
さきほど飛ばしました、整理番号、利43及び利48から利51までは、報告第2号　整理番号25から29までで解約のあった、これまで△△△△さん個人が賃貸借していた農地について、今回、△△△△さんが新たに設立した法人で、賃貸借契約を結び直す案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、利43及び利48～利51までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：06）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：06）
次に整理番号、利46、利47、利54及び利55を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：06）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：07）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書14ﾍﾟｰｼﾞ、16ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
さきほど飛ばしました、整理番号、利46・利47及び利54・利55は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、利46・利47及び利54・利55について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：08）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：08）
　次に整理番号、利59及び利60を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書17ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　さきほど飛ばしました、整理番号　利59・利60は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
　以上、利59・利60について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

　次に、整理番号、利68及び利69を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退

席を求めます。暫時休憩します。（14：10）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：10）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書19ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
さきほど飛ばしました、整理番号利68・利69は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、利68・利69について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：11）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：11）

【議案第４号　千歳市農業委員会会議規則及び千歳市農業委員会委員の委員推薦及び募集に関する規則の一部改正について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、千歳市農業委員会会議規則及び千歳市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。

議案書 20ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

千歳市農業委員会会議規則及び千歳市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規則の一部を次のように改正するので、審議意見を求めます。

改正の理由でありますが、令和 2 年 12 月 18 日付けで国から、地方公共団体における押印見直しﾏﾆｭｱﾙが発出され、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の判断基準等が示されましたことから、この判断基準に基づき、押印を廃止するとともに文言整備を行うため、規則の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案書 21ﾍﾟｰｼﾞからの新旧対照表をご覧いただきたいのですが、第 1 条の改正は、千歳市農業委員会会議規則の一部改正でありまして、議事録署名委員の押印を廃止することしております。

第 2 条の改正は、千歳市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規則の一部改正でありまして、第 1 号様式、千歳市農業委員会委員候補者推薦書では、1 及び 2 の推薦をする者の押印欄を削り、24ﾍﾟｰｼﾞに移りまして、5 被推薦者の同意につきましては、押印廃止に併せ署名を要することとし、氏名の下に自署という文字を加えております。

第 2 号様式も同様に、千歳市農業委員会委員候補者応募申込書中、応募する者の押印欄を削り、氏名の下に自署という文字を加えております。

26ﾍﾟｰｼﾞに移りまして、5 関係機関への確認に関する同意につきましても、押印欄を削り、氏名の下に自署という文字を加えております。

なお、今回の改正に併せて、様式中の元号を削ることとしております。

最後に、議案書 20ﾍﾟｰｼﾞに戻っていただきまして、本規則改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 4 号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　押印をなくすると言うことですが、押印がなければ、推薦する側は誰が書いてもいいということですか。推薦される方は自署ということですが。

事　　務　　局　　国から出された、ﾏﾆｭｱﾙでも積極的に見直しを行うこととされ、押印も形骸化している物もあるし、押印されていても、どのような確認行為されたのか等があり、見直しをする場合には、必要なもの、必要でないものを見定めるということでした。今回の見直しに当たりましては、推薦をする人の署名は必要ではないのかという意見も中にはあるかと思いますが、基本的に、権利、義務、法的な関係で行きますと実際に委員になるのは推薦を受ける人ですので、最も大切なのは、推薦をいただいた方が、本当にその推薦に対して同意をしているか、それは最低限、自署で確認するということで改正いたしました。

平　沖　委　員　　元号をなくしたのはなぜですか。

事　　務　　局　　生年月日の部分です。昭和、平成です。様式中にいつ元号が変わるかわからないため、元号を入れないのが一般的といいますか、望ましい形でありまして、当初、この規則を作成した時に元号が入っている形でしたが、この元号を外すだけの規則改正が、単独ではできないため、本機会に文言整理を行い、改正したところでございます。

平　沖　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　続けて事務局からの説明をお願いします。

事　務　局　※事務局より次の事項について、報告があった。
資 料　非農地要望の取扱いについて
口 頭　農業者年金制度と加入推進の資料の配布について
口 頭　第2回加入推進班会議及び第1回農政小委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（15：17　閉会）